意見書案第６号

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、１９６７（昭和４２）年に当時の佐藤榮作内閣総理大臣が国会で表明し、１９７１（昭和４６）年には、衆議院においてその遵守に係る国会決議が採択された。その後もたび重なる国会決議によって、非核三原則は国是として位置付けられ、半世紀以上にわたり堅持されてきた。

しかしながら、政府は、安全保障関連三文書の改定に向けた議論を行っており、これに伴い、非核三原則が見直される可能性がある。

本市は、１９９２（平成４）年に、人類がひとしく平和に暮らせる世界の実現を願って「札幌市平和都市宣言」を行い、核兵器廃絶平和都市であることを宣言している。

そのため、非核三原則が見直されることは、被爆者が自らの体験や証言を通して、核兵器の使用を禁忌とする世界的な規範の成立に貢献してきたことや、近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらすことからも、断じて容認できない。

核兵器が使用されないためには、憲法の平和理念とともに非核三原則を堅持し、我が国が核廃絶の主導者として「核兵器のない世界」の実現のために一層の取り組みを行っていくことが不可欠である。

よって、国会及び政府においては、非核三原則を国是として堅持することを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

２０２６（令和８）年１０月３０日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣
（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員
及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員